

平成20年6月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

平成20年6月11日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
---------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第2号

第1 一般質問

第2 休会の件

開 議

平成20年6月11日（水） 午前10時00分開議

○議長（水野正美君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成り立ちました。

これより本日の会議を開きます。

初めに、去る6月4日の議会運営委員会、6月9日本会議終了後に各常任委員会及び議会報編集委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたしましたので、当選者の氏名を事務局長に報告させます。関事務局長。

○事務局長（関 修君） 正副委員長互選の結果によります当選者氏名を報告いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

議会運営委員長、板橋 甫、同じく副委員長、渡辺玄正。

総務常任委員長、児安利之、同じく副委員長、忍足邦昭。

教育民生常任委員長、黒川民雄、同じく副委員長、中村一夫。

建設経済常任委員長、八代一雄、同じく副委員長、寺尾重雄。

議会報編集委員長、土屋 元、同じく副委員長、岩瀬洋男。

以上でございます。

○議長（水野正美君） それでは、議事に入ります。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（水野正美君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、児安利之議員の登壇を許します。児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君） まず初めに、後期高齢者医療制度についてお尋ねします。75歳になったら、国保や健保、あるいは扶養家族から追い出して、差別的な医療制度に囲い込む後期高齢者医療制度に、今、国民の怒りが高まっております。野党4党が共同で提出した後期高齢者医療制度廃止法案が6月6日、参議院本会議で採決され、共産党、民主党、社民党、国民新党などの賛成多数で可決されました。

6月8日に投票・開票で行われた沖縄県議選は、後期高齢者医療制度が町村官房長官が与党敗北の背景として、この医療制度問題があったと認めるほどの大きな争点として戦われた選挙でありました。与党の過半数割れは、沖縄県民のきっぱりした審判の意思表示のあらわれであります。

今や与党の中からも、至急もとに戻して、新しくもう一回考えなおす、中曽根元首相だとか、一たん凍結してゼロベースで国民的議論をというような堀内自民党元総務会長などの声が吹き出しているわけでありまして。さらに地方議会でも、全国で500議会、県内でも東金市など10議会が意見

書を採択しております。

後期高齢者医療制度は、与党の小手先の見直しでは、高齢者の苦しみは決してなくなりません。一時的に一部の保険料が下がったとしても、2年ごとに保険料を自動的に値上げする仕組みであります。厚生労働省の資料から試算すると、団塊の世代が加入するころには保険料は今の2倍以上にはね上がると言われていています。高齢者を強制的に囲い込んで、負担増と医療制限を迫る、この制度は、根本から非人間的であり、廃止以外に解決策はありません。現代版うば捨て山と言われている後期高齢者医療制度について、再度、藤平市長の見解を求めます。

次に、国保から追われた後期高齢者と家族が不利益をこうむっている問題について伺います。4月現在、勝浦市人口は2万1,894人であり、そのうち後期高齢者、いわゆる75歳以上人口は3,426人であると理解しております。3,426人のうち約2,300人が国民健康保険から後期高齢者へ移り、特別徴収による保険料の納入者であって、残る約1,100人が社会保険などの扶養家族であると私は認識しております。

そこで、問題の第1は、市の国保から広域連合の後期高齢者医療制度へ移った約2,300人の被保険者は、勝浦市が30年前から実施している短期人間ドック補助制度、この人間ドック受診に対する限度額7万円とした補助制度から除外される結果となったのであります。

第2は、高齢者死亡による葬儀を行う家族に対する葬祭費支給が、勝浦市の国保は7万円、広域連合は5万円と、そこに2万円の差が出る結果となっております。

このような事態は、単に勝浦市のみでなく、全国でも起こっており、亡くなった後まで差別するのかと怒りが上がっています。

以上のことから、全く同じ勝浦市民でありながら、みずから進んでではなくて、強制的に後期高齢者に追いやられた、有無をいわず、国保から後期高齢者へ追いやられた、しかも人間ドックの補助対象から外され、葬祭費も減額される不合理、これは全く納得できないわけであります。

そういう中で私は、せめてそういう欠陥だらけの後期高齢者医療制度が、現時点では続いている中で、勝浦市が単独でもその補助事業としてこの方々を救済する措置をとる、このことを私は強く要求するものであります。市長の積極的な答弁を求めます。

次に、国民健康保険事業についてであります。今定例会には、勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案が提案されておりますから、細かい質疑についてはそちらに譲りますけれども、ただ、一、二、ここでただしておきたい問題があります。

今、全国で非常に高い国保税、そして滞納者からの国保証の取り上げが住民の暮らしを破壊して、命さえも奪う事態となっている事例が出ています。先般開かれた市の国民健康保険運営協議会へ提案された税額を見てみても、医療分の比較をしてみると、茂原市、匝瑳市、鴨川市、いすみ市、大多喜町と出されておりましたが、その中で1人当たり国保税が最高が茂原市で、1人7万3,881円、2番目が勝浦市で6万5,784円、この中で最低のいすみ市内の旧夷隅町は5万1,540円、これで見ると、勝浦市の6万5,784円と比べてみると、実に1人当たり1万4,244円も格差が生じているわけであります。

また、資格証明書についても、昨年12月1日現在で隣のいすみ市と比較してみると、いすみ市の国保加入世帯は1万894世帯、そのうち95世帯に資格証明書が発行されている。勝浦市は、その約半分の5,336世帯、この国保加入世帯の中で101世帯に資格証明書が発行されている。被保険者世帯が約半数なのに、資格証の発行数がほぼ同数という状況にあるわけであります。

今、後期高齢者医療制度の4月からの実施や、せんだっての議会で執行部と論議しましたが、この地方財政健全化法の施行など、国の制度改編を理由として、今、全国のあちこちで国保税の値上げ、あるいは国保料の値上げを持ち出してきている、そういう傾向があらわれてきていると聞いています。

そこで、今回の市の提案を見ると、平成19年度の見込み決算での繰越金が実に2億7,960万7,000円、計上されております。つまり、平成19年度の歳入歳出の差額であります。これが2億7,960万7,000円であります。今回の補正予算で、そのうち歳入で906万6,000円を減額している。しかし、当初で計上したうち、一般会計の繰入金で732万9,000円、とりわけ基金繰入金を1,936万9,000円も減額する、中身を見ると、こういうことになっているわけでありまして。

歳出はどうでしょうか。後期高齢者支援金が3億648万7,000円から2億9,419万9,000円と、当初予算で見積もった後期高齢者支援金が1,228万8,000円も減額されている状況にあります。しかも、財政調整基金の保有額を見ると、現時点で1億円であります。このような財政状況から見れば、さらに減税をすることは十分可能であると、私は判断するものであります。

国保運営協議会の中で、執行部は、新たな制度である後期高齢者支援分など不透明な点もあり、将来、安定的な事業運営のため、基金取り崩しどころか積み上げが必要だとの見解を示しました。私は、これはある意味で後期高齢者医療制度を理由とした実質的な増税であると言わざるを得ないわけでありまして。私は、前年度の決算見込みや後期高齢者支援分の額がほぼ確定した状況を見れば、さらなる減税による市民負担の軽減はできると考えます。国保運営協議会からの答申の中にも、財政状況を見て基金投入などによって減税を考慮すべしという意見を附帯事項としてつけた、こういうものを尊重するように強く要望するものであります。市長の答弁を求めます。

次に、国保の2番目として、同一世帯で1人が後期高齢者、1人が国保に残る場合に、平成20年度の国保税の1期分の税額が後で調整はあるとしても、この税額の中に国保から既に抜けて、4月1日から後期高齢者医療制度に移った人の前年度の税額分までダブリで含まれていて、それが各該当家庭に送付される、こういう状況があります。しかも、これに対する十分な説明がなされていないと私は見ているのですが、そういう中で、告知書を受け取った人たちは、膨大な税額を見てびっくりしてしまった。この点にどう対処したのか、本当に市民からの苦情が出ていたのであります。納税者の立場に立った対応をしたのかどうか、これについて答弁を求めたいと思います。

次に、介護保険について伺います。数年前から介護現場での人材確保が困難になってきたことが指摘されています。勝浦市を取り巻く地域でも、この状況は基本的に同様と言われております。夷隅広域で実施している介護認定審査会判定数を見ると、平成12年度の勝浦市の判定数は664件、昨年、平成19年度の件数は1,249件とほぼ2倍の件数に、この7年間でなっております。

このような状況の中で、在宅介護を初め、デイサービスやショートステイ、あるいはミドルステイ、そしてまた施設入所など、人材不足の中で被介護者のニーズに十分こたえられているのかどうか、甚だ疑問であると言わざるを得ません。

つい先日も、私のところに軽い痴呆を持っている老婦人の施設入所の相談を受けましたけれども、いまだに入所待ちの状況にあります。現在はどうなっているか。施設の状況、人材の状況など、把握している点について答弁を求めたいと思います。

次に、介護保険や障害者やその福祉制度の運営、実施の主体は、当然、自治体であると私は理解しております。その立場からすれば、市が行うべき施策、例えば介護職員基礎研修だとか、パート

職員の確保など、さらに強力に進めるべきだと思いますが、市長の見解を求めたいと思います。

次に、放課後ルーム、いわゆる学童保育について伺います。一昨日の市長の行政報告の中で、一時保育事業の6月1日からの実施が報告され、それと関連して放課後ルーム事業の報告がなされました。勝浦、興津、総野、上野の4地区合わせて82名の児童が利用しているとのことでありました。いわゆる学童保育は、その所管・担当部局は厚生労働省雇用均等児童家庭局育成環境課でありまして、児童保育の趣旨は、共働き家庭などの留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る、児童福祉法第6条2の第2項で定めていることをもとにして行われているわけでありまして、さらにまた、学童保育の未実施の小学校区の早急な解消を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講ずる、これは国の話ですが、というようになっている。これは執行部、ご存じのとおりであります。

この趣旨からすれば、本年度から教育委員会サイドで実施される放課後子供教室にそれがとってかわられたり、解消されたりしてはならないと思うのが、私の認識でありますけれども、このことについて、まず答弁をいただきたいと思います。

次に、全国的に見ても学童保育入所児童が激増している中、平成18年度比で、昨年、平成19年度、全国で6万人、学童保育を希望する児童が増えているわけでありまして。勝浦市でもいろいろお聞きしてみると、児童館でやっている勝浦地区の学童保育は、既に4人も5人も待ちが出ていて、なかなか希望を満たすことができないということをお聞きしているわけでありまして、とりわけ勝浦市の人口減少傾向が続く中で、勝浦の将来を担うべき大事な子供たち、この子供たちの健全な育成を図る上で、また、その母と子の願いにこたえて、ぜひともこの学童保育の増室といいますか、増員を行って、入所待ちの解消を図るべきだと思うわけでありまして、市長の考えをお聞きし、このことを強く要望したいと思います。

次に、放課後子ども教室事業であります。いよいよ今年度から放課後子ども教室推進事業が社会教育委員会議で示されました。放課後子ども教室は、ご存じのように、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課が所管し、その趣旨は、すべての子供を対象として安全・安心な子供の活動拠点、居場所を設けて、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進するということであると私は理解しております。

そこで、改めて放課後子どもプランや放課後子ども教室推進事業なるものがどういうものなのか、説明を求めたいと思います。

次に、放課後子どもプランを教育委員会の主導や学校内に限定することなく、児童館だとか、児童の遊び場だとか、児童遊園だとか、図書館の整備だとか、そういう施設を充実、それを含めた文字通り総合的な放課後対策として地域の教育力を育てながら推進していくことが必要だと考えるものであります。

このような観点から、今回社教課で出された6点、1つ目にジュニア水泳教室、2つ目に磯の生き物探訪、3つ目に親子歴史散歩、4つ目に昔の遊びにチャレンジ、5つ目にキックベースボール教室、6つ目にジュニアサッカー教室、この6点にわたる推進事業について、この放課後子ども教室推進事業について、説明と答弁を教育長に求めたいと思います。

最後に、住宅用火災警報器の設置について伺います。既存の住宅の火災警報器の設置義務が平成20年6月1日から発生しました。勝浦市は、市営住宅187戸のほぼ全世帯への設置のために、昨年、平成19年度当初予算に400万円の予算を計上し、ほぼその設置を完了していると聞いています。

そこで伺いますが、市は法律が成立後、夷隅郡市消防本部と夷隅郡市防災安全協会発行のチラシを市内全世帯に配布したり、また、「広報かつうら」ですべての住宅に住宅用火災警報器の設置が必要などスポット的なお知らせを数回掲載しています。既存住宅は、平成20年5月31日までにと期限が切られている設置義務が生じている中で、この程度の周知で果たしていいのでしょうか。さらに、指導を強める必要はないのかどうか、まず最初に伺っておきたいと思います。

次に、市内のこれらの個人住宅の設置状況、設置率はどの程度になっているのか、把握していないとするならば、今後、この点を調査して、把握していくというふうに考えるのかどうか、それについて伺っておきたいと思います。

さらにまた、設置を促したり、あるいは、それはもとより市民の生命、財産を守る立場でありますけれども、その立場から、例えば市の単独の補助制度を設けるなど、この火災報知機設置を普及していくというふうに進めていくべきだと思うのですが、そういう考えがあるかどうか、市長の答弁を求めて、最初の質問を終わります。

○議長（水野正美君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの児安議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、今現在、私自身、風邪を引いております。お聞き取りにくい点がございましたら、ご容赦願いたいと思います。

では、医療問題について申し上げます。

まず、後期高齢者医療制度についてであります。1点目の後期高齢者医療制度への見解につきましては、議員もご承知のとおり、後期高齢者医療制度は平成14年の健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項におきまして、新しい高齢者医療制度の創設等が規定され、平成15年3月における健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針についての閣議決定を経て、平成18年6月に医療制度改革関連法案が国会で可決成立し、本年4月1日から施行されたものであります。

古くは、平成10年8月に旧厚生省がまとめた21世紀の医療保険制度を端緒として、今日まで議論が繰り広げられ、ここ数年の議論ではないとされておりますが、現状から判断いたしますと、国民に十分情報が提供されてきたかということにつきましては、疑問を呈せざるを得ないものであります。

しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活の意識の変化などから、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくための構造改革は必要であるとの認識は理解するところであります。

国民皆保険を堅持していくためには、負担面とサービス提供面の両面で、世帯間、世代内の公平が図られることが重要であり、個人の観点からすれば、保険料が安いにこしたことはないと考えますが、必要な財源をどう確保するかも重要な問題であります。そのためには、状況によって相当の負担を求めざるを得ないことも考えられ、避けて通れないものと考えております。したがって、適正な将来見通しの上に立って、負担についても十分説明をし、国民の信を問うべきであることについては、異論のないところであります。

なお、信を問うに当たっては、医療は生命にかかわることから、遅滞することのないよう、また、国民に混乱を来たさぬよう、十分な配慮が必要であることは言うまでもありません。

2点目の後期高齢者に係る短期人間ドックについてであります。健康診査を除く保健事業につきましては、県内市町村様でなく、また、保健事業実施に当たっては、保険料へも影響を与えることから、各市町村で対応されたい旨、千葉県後期高齢者医療広域連合から説明を受けております。

本市におきましては、国民健康保険の被保険者であって、満35歳以上の方を対象に短期人間ドックの助成を行っておりますが、本年4月1日から特定健康診査が医療保険者に義務づけられたことから、脳精密検査を除き、特定健康診査を受診していないことを助成要件の一つとしたところであります。

後期高齢者におきましても、各市町村への委託により特定健康診査に相当する健康診査を受診することができますので、健康増進法に基づくがん検診等とともに、市の検診をご利用いただければと考えております。したがって、現時点では後期高齢者に係る短期人間ドックの助成を実施する考えはございません。

3点目の後期高齢者に係る葬祭費についてであります。県内市町村の支給額を調査したところ、5万円、7万円、10万円に分かれており、5万円が最も多かったこと、財源が全額保険料であること、また、健康保険の法定支給額が5万円となっていることから、5万円とする旨、千葉県後期高齢者医療広域連合から説明を受けております。

なお、本市におきましては7万円であることから、意見聴取があった際には、同額の7万円を意見として提案いたしました。ただいま申し上げましたとおり、本市の意見は聞き入れられないところとなりました。

さて、ご質問の差額支給についてであります。葬祭費は保険給付の一種であることから、財源を保険料で賄うべきものであり、市民であることをもって一般財源を充当することについては、消極的に考えざるを得ません。したがって、現時点では葬祭費の差額支給を実施する考えはございません。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

1点目のさらなる保険税の減額についてであります。本市の保険税率は平成19年度における改正及び今議会への改正案の提出により、ようやく近隣市町に相当する税率となったところであります。

さて、議員ご指摘のとおり、財政調整基金繰越金の状況から判断いたしますと、さらなる充当も可能ではありますが、現状の保険税率相当を翌年度、翌々年度にわたり維持する等、住民負担への影響を中期的に考慮いたしますと、今議会へ提案いたしました約8,000万円の基金等の充当を前提とした保険税率の改正案は妥当なものであると考えます。

2点目の国民健康保険税の仮算定についてであります。仮算定につきましては、国民健康保険税条例第19条の規定により処理したものであり、法制度上の問題はないと考えますが、後期高齢者医療制度の施行等、情報が錯綜している中であって、納税者の立場に立った十分な説明がなし得たかということにつきましては、必ずしも十分ではなかったと反省するものであります。今後におきましても、納税者の理解が得られるよう工夫し、その周知に努めてまいりたいと考えます。

次に、介護保険事業における施設の人材不足に伴う入所施設の現状はどうか。それに伴う介護保険の運営実施主体は自治体であることから、市が行うべき施策についてのご質問であります。本市内の介護保険施設における人材の現状につきましては、看護職、介護職については、専門学校等に働きかけや新聞折り込み等で募集を行い、採用を行っております。しかしながら、途中退職での

雇用については、パート職を採用して対応しているところであります。

看護職、介護職とも今現在は、各施設とも基準を満たして業務を行っております。市といたしましては、介護保険制度の施行当初は、介護職員の確保が難しい状況がありましたので、訪問介護員2級養成課程を平成13年度、14年度に実施いたしました。また、それに加えて民間の訪問介護養成講座を受講し、資格を取得した者に対して、受講料助成事業を平成13年度から17年度まで実施して、数多くの介護職員の養成に努めてまいったところであります。

民間において、介護職員基礎研修が充足してきたため本事業は終了しましたが、現在は地元の千葉県立勝浦若潮高校で訪問介護員2級養成課程を生徒に対して行っており、市職員を講師として派遣し、協力しているところであります。

議員ご指摘のとおり、全国的に介護施設現場での人材確保が難しくなり、また介護福祉士養成校での定員割れも深刻になってきておるのが現状であります。

国では、社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針を出し、介護領域での人材不足を指摘し、人材確保の施策をうたっております。それを踏まえ、市といたしましても、さらに労働条件の改善、適切な給与水準等、人材確保に向けての取り組みを市長会等を通じまして国に要望してまいりたいと考えます。

次に、放課後ルーム（学童保育）についてお答えいたします。ご承知のとおり、この事業は、平成17年3月に策定した次世代育成支援行動計画であります子ども育成支援プランに基づき実施しているものであります。この計画期間は、平成17年度から26年度までの10カ年計画でありまして、現在、前期計画である平成21年度までの5カ年の期間中の取り組みを行っております。

放課後子ども教室推進事業については、教育委員会が主管しておりまして、福祉課事業は厚生労働省所管、教育委員会については文部科学省所管であり、制度の目的については、児童に生活の場を提供する学童保育と児童に安全な居場所をつくるという違いがありますが、いずれも児童の放課後の居場所づくりという点では同じ目的であると認識しております。

また、放課後子どもプランとしてのくくりの中で、両事業が一体的あるいは連携して実施するようになっておりますことから、今後、勝浦市での実態をよく把握して、両事業が並立するかどうかは見極めなければならないと考えております。

次に、かつうら放課後ルームでの待機児童の問題と、その解消のための増室の要望についてであります。確かに現在、待機している入所希望者がおります。現状の施設規模でこれ以上の受け入れが困難な状況でありますので、空きができるまでお待ちいただいております。今後の増室の対応につきましては、入所希望等、十分に把握し、検討してまいりたいと考えます。

次に、住宅用火災警報器の設置についてのご質問であります。1点目の市民へのさらなる周知、啓蒙につきましては、平成19年5月、6月の「広報かつうら」に、また、平成20年1月には市内の各世帯にリーフレットを配布するとともに、今月の広報にも掲載し周知いたします。今後におきましても、「広報かつうら」で市民へ周知、啓蒙してまいりたいと考えております。

2点目の市内住宅の火災警報器の設置率につきましては、既存住宅への設置期限が平成20年5月31日でありますことから、現在のところ、把握はしておりませんが、今後、その調査に当たりましては、その時期、方法等を検討の上、対応してまいりたいと考えます。

3点目の補助金制度につきましては、火災警報器の設置に当たり、機種が多機種にわたる、価格がまちまち、設置者によっては設置数が異なる等が考えられることから、問題が生ずることも考え

られます。以上のようなことから、現在のところ補助制度を設けることについては考えておりません。

以上で児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。なお、放課後子ども教室事業につきましては、教育長より答弁いたさせます。

○議長（水野正美君） 次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの児安議員の一般質問に対し、お答えいたします。

放課後子ども教室事業について、1点目の放課後子どもプランとは何かというご質問でございますが、放課後子どもプランは、地域社会の中で放課後や週末等に子供たちが安全で安心して健やかに育まれるよう、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を一体的あるいは連携して実施するものであります。

次に、それを推進する2つの事業の説明を求めるという質問でございますが、文部科学省は平成16年度から18年度まで、緊急3カ年計画として地域子ども教室推進事業を実施してまいりました。

放課後子ども教室推進事業は、昨年度より地域子ども教室推進事業の国の支援の仕組みや内容を変更して実施するもので、具体的には放課後や週末等の子供たちの適切な遊びや生活の場を確保したり、小学校の余裕教室などを活用して地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施する事業であります。

放課後児童健全育成事業は、厚生労働省が主管し、平成17年3月に策定した次世代育成支援行動計画であります子ども育成支援プランに基づいて実施するもので、対象者としては保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学しているおおよそ10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする事業であります。

次に、3点目の放課後子どもプランを教育委員会主導や学校内に限定することなく、児童館や児童の遊び場、図書館の整備や充実も含めた、文字通り総合的な放課後対策として、地域の教育力を育てながら推進していくことが必要と考える。その側面から見て、今回の6点にわたる推進事業について説明と答弁を求めるというご質問でございますが、教育委員会で実施する事業でございますが、1点目のジュニア水泳教室については、小学生を対象として勝浦小学校のプールを使用いたします。開催月は、7月で計5回の教室を予定し、講師は水泳協会、武道大学の学生の指導となります。

2点目は、磯の生き物探訪ですが、小学生、中学生を対象に、市を取り巻いております海における磯の生き物に興味を抱かせながら、親と子の触れ合いと環境問題を課題として、海の博物館と連携をとり、学芸員を講師に、吉尾の磯で9月に実施いたします。

3点目の親子歴史散歩でございますが、小学生を対象として千葉県下の歴史的・文化的建造物や遺物を親子の触れ合いと歴史的・文化的遺物に興味を抱かせ、後世に残さなければならないものがあるということを教える目的で、開催場所における市町の職員や学芸員、勝浦市の職員が講師となり、12月に実施いたします。

4点目の昔の遊びにチャレンジですが、小学生を対象に会場を小学校の体育館、中央公民館等で、婦人会、老人クラブ、土地のお年寄りを講師に遊びの要素を多く取り入れ、テレビゲームなどで家の中で過ごすことが多い子供たちに、昔の遊びのよさと比較的高齢な人たちとの触れ合いや学びの

場をつくり、高齢者を敬うことと、外で遊ぶ喜びを知ることを目的として、12月に実施いたします。

次に、5点目のキックベースボール教室でございますが、小学生を対象に青少年相談員を講師として、子供たちと地域の人々との交流を通して、子供たちの活動拠点づくりを行うことを目的に、市営野球場を会場として2月に実施いたします。

次に、6点目のジュニアサッカー教室ですが、小中学生を対象に武道大学サッカー部員を講師として、会場に武道大学サッカー場を借用し、計5回実施するものでございます。

このように、議員お考えのように勝浦市の特色、特徴を生かし、地域の教育力を育てながら推進してまいります。

放課後子どもプランは、先ほどお答えしましたように、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を一体的あるいは連携して実施するものとの指導指針がございまして、現在、福祉課で実施しております放課後ルームとの一体的あるいは連携ができるものかどうか、実態をよく把握しながら、福祉課と協議してまいりたいと考えております。

以上で児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君） 11時5分まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） まず、1点目から伺います。今の答弁をお聞きしますと、後期高齢者医療制度そのものに対し市長はどう見るかという点で、実は去る3月議会でも私はやっていると思うんですけど、状況は激変しているのに、そのときの答弁と全く変わっていないというふうに取りました。非常に残念というか、驚きというか、あるんですけど、つまり答弁では、要約すると、説明不足と財源をどう確保するかという2点があり、そのことから、最終的にはこの後期高齢者医療制度そのものは必要なのだという考え方と私は受けとめました。

2回目の質問なんですけど、それはいろいろ説明不足、財源の問題があるんだけど、これは手直ししながら推進していかなくちゃならないと、こういうふうな立場をとられるのか。あるいは、できることなら、これは相当欠陥だらけなので、さっき私が質問で言った、自民党の前総務会長がこれは一たんゼロベースに戻して、そこから再度出発すべきじゃないかと、そういう立場に立つのか、この辺、もう少し端的に答弁いただきたいんですよ。今の1回目の答弁では、いろいろ言われているけども、どっちなのかなというのがなかなか判断しづらかった。

はっきり言いますが、今や自民党ですら、福田首相、伊吹幹事長あたりを中心に、あるいは町村官房長官もそうなんだけど、説明不足、説明不足と、説明がずっと行き渡れば、国民の理解は得られると、これが2月、3月時点の発言なんですよ、ずうっと聞いていると。ところが、今や、与党の一翼を担っている公明党からの提案なんかもありながら、どんどん手直しが始まっているでしょう。1回手直しで出てきて、これは全体としては減税の方向なんだといったのが、実はそうでなかった。今度は、福田さんの指示で全国調べたけれども、ほれ見ろ、やっぱり減税のほうが多いんだと、こう言っていたけれども、その調査のベースになっているのがインチキというか、つまり一定の条件の範囲の人だけしかとらないでデータをとったものだから、そういう状況になった。全

世帯を見れば、増税になっているのは明らかです。ごまかしというか、そういうものがどんどん出てきていて、手直し手直しで、今の時点でさすがにフレームまでは、スキームまでは変えないということらしいのだけれども、しかし、そこまでいっちゃってると。

繰り返しになりますが、あの中曽根さんまでが、至急もとに戻して、新しくもう一回考え直す、これを公に言っているわけですから、別に国会で言っていないんですけど。それから、一たん凍結してゼロベースで国民的議論をと言っているのは堀内さん。塩じい塩じいと言われた塩川正十郎さんも、これは、というふうに否定的な立場をとっているでしょう。そこまで出ているわけですし、私は今の時点で、これは説明不足だから、説明を十分すれば理解を得られるよとか、あるいは、後期高齢者医療制度は財源を確保するために、これは必要なんだなんていうことを言ったら、時代錯誤というか、現時点の状況を、国民の声を全く反映してないんじゃないかなと、ちょっと驚いちゃったんですけど、そういうことではないかと思うんです。

だから、市長としては率直なところ、この制度はどうなんだ。現に私が2回目指摘したように、市だって矛盾が出ちゃってるわけでしょう。人間ドックからはねちゃったもの、葬祭費の支給の格差の問題が出ちゃってるわけです。自治体だって困っちゃうということが出ているわけですから、そういう点も含めてお願いしたい。

2点目の人間ドックですが、今、お聞きしたら、平成19年度の人間ドック、75歳以上の実績は3人だそうです。仮に一けた、仮に平成20年度も3人だとすれば、満杯の10万円で人間ドックにかかったと。そうしたら7万円支給ですから、目いっぱい7万円支給したって21万円ですよ。

それから葬祭費、今聞いたら亡くなっている方が国保関係全部で228人。そのうち何人が75歳以上なのかというのは、さすがに統計はとってないらしいけど、高齢者だから死亡率が高いでしょうけども、仮に100人としたって2万で200万円、150人としたって300万円です。

これは国保から抜けたから、広域連合で千葉県一本で足並みそろえなきゃいけないからといたって、一方で市が国保の保険者でしょう。向こうは県の広域連合、あっちとこっちは全然関係ないんですよ。ただ、私が言うのは、今まで国民健康保険に加入していたと。どっちか選択しなさいよという話じゃないんですよ。いや応なしに75歳になったら、自分の意思は全くなしで、そっちへ移らなきゃいけないんですよ。移らされて、せっかくやられている人間ドックの補助金はもらえない。葬祭費は2万円削られちゃう。勝浦市がいつ7万円の葬祭費を5万円にするか、あるいは10万円にするか知りませんが、とにかく、とりあえず今の時点では7万円ですから、これは全く市民、国民の責任のほかの話です。

そういう中で市長が3月議会で、これも覚えています。廃止法案をやっと4野党が出してくれた。待ってましたと言わんばかりの趣旨の発言がありました。そういう趣旨だったら、せめて勝浦市だけでも75歳以上だとか、74歳以下だとか、そんな年齢でくくらないで、差別しないで、市民ひとしくそういう市の施策を享受できる、そういうことをやろうというふうになんて言えないのか。

人間ドックは国保のほうの施策だから、一般会計から出すのはそぐわない。これはまた官僚的な、役人根性的な話でありまして、そんなこと言えば、水道事業に入れるわ、あるいは国保に一般会計の法定外を入れるわ、場合によってはいろんなことをやるわけでしょう。そういうことはどうするんだと言いたくなっちゃうわけですよ。そういう点で、金額じゃないよと言うかもしれないけれども、金額的にも人間ドックは3人か5人、葬祭費は100人か150人、このところをぜひ考慮してもらいたいというのが、市民あるいは高齢者の切なる願いだと思います。強制的に持っていかれたん

だから、そのくらいやってくれたってばち当たらないだろうよというのが率直なところじゃないでしょうか。そういう点で、ぜひお答えを再度お願いしたいと思います。

国保のほうですけども、これも繰り返しになっちゃうんですけど、この間の国保運営協議会でもあったんですけど、平成19年度の見込みが出されました。歳入総額が29億1,630万4,000円、歳出総額が26億6,001万8,000円、差し引き2億5,628万6,000円、こういうことであります。それだけ繰り越しが出ているわけですね。そして、今度は新年度予算案で出してきたのが、当初予算では、一般会計からの繰入金で1億6,620万円、基金からの繰り入れを5,000万円と出してきたのです。当初の繰り入れはそうなんだけど、補正で一般会計からの繰り入れを730万円余り、基金繰り入れで1,930万円余りを歳入で減額してきたと。

ところが、もう一方の歳出を見ると、後期高齢者支援分が当初は3億600万円余り出ていくよと見ていたのを、補正で1,200万円余り削ってきているわけです。要するに、それだけは要らないんだよというのが出てきてるわけですね。

それらこれらを計算し、基金の現在高が1億円で、平成19年度の決算が確定しますから、その2億5,600万円のうち、6月1日で既に8,000万円の基金繰り入れが行われたと聞いています。そうすると、もう既に基金が1億8,000万円あるわけです。それでもって当初で5,000万円入れようとした一般会計からの基金繰り入れですよ。これが基金からの繰り入れの5,000万円をまた1,900万円戻しちゃうという感じなんですけど、それを戻さなければ、計算上、税はその分だけ減税できるわけでしょう。

そんなこんなを考えると、まだまだ減税しても、勝浦の国保会計は別にがたがたするような状況じゃないと。ちなみに、我が党で全県の国保のアンケートを取り始めているんですが、集まった集計だけ、まだ全県の自治体入ってないんですけど、集まった集計だけ見ても、御宿町の基金が2,000万円、勝浦は1億8,000万円になっていますけど。市川市で9,400万円、茂原市で115万3,000円、八千代市で102万9,000円、浦安市で215万5,000円、一宮町は79万1,000円というところなんですけど、いろいろとってみても、確かに何億円も、あるいは基金いっぱい持っている自治体もあります。あるけれども、こんなでかい都市でも、基金の状況はそういう状況にあるという現実があるわけですよ。そこまで落とせとは、私は決して言いません。言わないけれども、この平成19年度の見込み決算から本決算になったときの繰越金の状況、基金の現在の保有高、歳出における後期高齢者支援分の額、こんなのを見た場合に、もっと減税できるじゃないかというのが、私は大方の見方だと思うんですが、その点、国保でどういうお考えなのか、その点について再度お聞きをしておきたいと思っています。

もう一つ、国保の資格証の話ですが、さっきも言いましたように、資格証が勝浦市の場合、現在、また多くなってきているんですけど、この辺、どうなのか。勝浦市は個人個人に国民健康保険証を渡すようになりましたから、要するに、就学前の児童の無料化した児童に対しては、仮に滞納家族であっても子供たちにだけは渡しますよという話になったんですが、それは現実には守られているのかどうか、それが一つ。

もう一つは、その家族は病気だったり、あるいは失業中だったり、そういうものに対する減免措置というか、あるいは資格証の交付というのは、相対的面談の中で十分納得させる中でやっていくべきだと思ってるんですけど、それは引き続きやられているのかどうか、その点もあわせてお聞きしておきたいと思っています。

上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 後期高齢者医療制度について、今いろいろ各方面からの議論が噴出しております。実際に上がるんだという人もございます。町村官房長官の記者会見の報告を聞いても、次第次第に事実に基づいて修正せざるを得ないようなことを、あからさまには言わないけれども、当初からすれば、かなり具体的な発表であると考えています。私も少なくとも、75歳をもって一定の線を引くということは全くおかしいことであって、国民としての立場から言えば、許されるべきことではないというふうに考えます。

ただ、国民健康保険というものを皆保険でみんなやっていくということからすれば、こういうような制度を廃止するしない、これは国民に信を問うべきだと。私は、これは少なくとも与党のメンツを立てるのならば、凍結をして、もう一度初めからやり直すということが私は適当だろうと思います。しかし、殊のほか、人間としての問題であるという観点から考えれば、あくまでも75歳で切った根拠は全くない。それこそ、これはもとに戻すべきものであるというふうに考えます。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。まず、人間ドックと葬祭費の支給費につきましては、議員おっしゃる数値でございます。国保税の減額にかかわります一般会計並びに基金等の減額措置でございますけれども、まず一般会計にかかわるものにつきましては、これは軽減対象者が変更になったということの移動にかかわるものであります。なお、基金の約1,900万円の減額につきましては、調整を図ったものであります。その調整の背景には、今後の動向を踏まえ、調整を図ったことでありまして、基本的に当初予算におきまして計上させ、この議会において議決をいただきました税率等とほぼ同じ税率等で平成20年度においてはやっていけるという前提もございまして、先ほど来、お話が出ておりますように、制度が不透明と。また、平成20年度におきまして、今後、事務、もしくは事業等が執行された際には、当然に2年後に精算関係も出てまいります。そういうものも含めて考えますと、今後、勝浦市の中期的な面で、要するに他市町村との比較も踏まえて考えますと、ある程度の財源というのは必要になるのではないかとということで、担当課とすれば、このような形にさせていただきました。

次に資格証の件でございますけれども、就学前の児童につきましては、要領のほうの改正をいたしまして、明確に位置づけをいたしております。したがって、就学前児童につきましては、資格証の発行はないということになります。

あとは、各滞納世帯に対する対応でございますけれども、これにつきましても従来同様、税務課、市民課、一緒に協議して、家庭の実態に応じた対応をしておるということにつきましては、従来と同様でございます。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、乾介護健康課長。

○介護健康課長（乾 康信君） 勝浦市は要支援1及び要支援2の認定をどのようにしているのだというご質問でございますが、平成19年度の4月からの予防給付開始によりまして、認定期間の終了した方々につきましては、予防を含めた新しい認定区分において、随時更新しております。

このうち要支援1及び要支援2に認定された方々は、12月末で要支援1が40名、要支援2が83名となっております。この方々については、地域包括支援センターにおきまして予防給付にかかわる

マネジメントを行いまして、介護予防を重視したサービスを利用している状態であります。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） 放課後ルームの関係でございます。放課後ルームにつきましては、ご承知のとおり、少子化や核家族化の進行に伴いまして、家庭や地域や社会の養育力が非常に低下しているという大きな問題がある中で、次世代育成支援対策ということで、この対応を図ってまいっております。勝浦市におきましても、先ほど説明しましたように、勝浦、興津、上野、総野という4地区に放課後ルームが設置されたところでございます。

議員おっしゃられましたように、確かに保護者の方、ひとり親家庭の方の要望もございまして、我々としても待機者の把握をしております。ただ、現有の施設の中で十分受け入れができるかというところ、キャパシティといいますか、部屋の広さの問題等、確かにそういう問題がございます。今後につきましては、そのようなニーズ、あるいは子育て支援、特に子供たちが豊かに過ごせる場所をつくるという意味合いから、この重要性は認識しております。今後、現有施設の中で可能かどうかということ、要望者の状況等を十分把握しまして、この改善に努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） お答えいたします。補助制度の件でございますけれども、議員おっしゃられるとおり、義務化になって、それに対しての罰則規定はないということは認識しております。その制度設置に当たりましては、先ほど市長の答弁にもありましたように、設置数が異なるとか、価格面がまちまちということで、現在のところ、制度を設ける考えはございません。また、夷隅管内でも、現在のところ、補助制度を設けている市町はございません。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 2点ほど、答弁漏れだと思うんですけど、いいです。一つは、社会教育課と福祉課の連携、これから連携を図っていきたいという教育長の答弁があったんですけども、その答弁は3月にもあって、暮れにもあったんですよ。だから、そういう点で、学童は今言ったような困難というか、前向きな答弁があったんで、それはそれで済みますが、もう既にやっていると。今度、新しくやると。国は、両方並立しながらやっていって、予算要求だっどどっちかでやっていいんだよっていう話になってるでしょう。だから、もう今からというのは遅い話で、そうは言ったって、現実にやってないんだから、鋭意、その点は急速に両方ですり合わせをしたり、協議をしたりということをやっていくのかどうか、その点だけ確認しておきたい。それが1つ。

警報器については、6月1日以降は実施なんだから、5月31日までなんだから、ついてないところはどの程度なのかというのを早急に、リアルに勝浦市内の実態を調査していただきたい。防災上も、そういうことを把握しておくのは大事でしょう。そういう点で、早目にぜひやっていてもらいたいと思うんですが、その点について再度答弁いただきたい。

最後に、葬祭費と人間ドック、これは答弁なかった。だけど、さっき言ったように、額からすれば、やってやれない額じゃないんですよ。そういう中で、問題は、人数とか額も大事なんだけれども、同じ市民でありながら、しかも営々と75年も人生を歩んできた人でありながら、ある意味、いろんな意味で社会や地域や、あるいは国に貢献してきた高齢者でありながら、みずから選択の余

地のない、そういう法改正、制度改悪で別の保険にくくられて、それで不利益をこうむっている現実というのを見た場合に、それは莫大な金がかかるなら別ですけど、市長の裁量でできない額ではない中で、それこそそういう気持ちというのが行政の一番大事なことであり、勝浦市政が市民から信頼を得る一つの大きな考え方になるのではないかと思うんです。そういう点からしても、ぜひ、この点を検討してもらいたいと思うんですが、再度、答弁を求めて終わります。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。松本教育長。

○教育長（松本昭男君） 教育委員会と福祉課の連携という点でございますけれども、ご指摘のように、放課後や週末等、子供たちが充実した楽しい時間が過ごせるように、お互いに協力しながらやるれかどうか、早急に検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） お答えいたします。実態調査につきましては、時期、またその方法等を考えた上で対応してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 声がだんだん悪くなるんですけども、申しわけありません。この程度の声でお願いいたします。

人間ドック、そして葬祭費、まさに市民にとっては大きなマイナスになっていくと、それは私自身よく承知しております。だからこそ、現実に国の政治というものはしっかりしてもらわなきゃいけない。本来なら我々がここで議論する事柄ではないし、半世紀にわたり日本を動かしてきた人たちの集団が、もっと人間らしい見地に立った政策ができなかったのかということだろうと思います。私としても、今後、検討の課題としてまいりたい、そう考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、根本 譲議員の登壇を許します。根本 譲議員。

〔3番 根本 譲君登壇〕

○3番（根本 譲君） 議長のお許しをいただきましたので、通告どおり、3項目の質問をいたします。

まず初めに、地球温暖化対策推進法改正における勝浦市の取り組みについてお伺いいたします。7月7日から北海道洞爺湖サミットが開かれますが、そこでは地球温暖化対策を初め、環境問題が大きなテーマになっています。地球温暖化対策については、国も地方も正念場を迎えたといってもいいんじゃないでしょうか。私たちの将来の地球環境を考えた場合、深刻な地球温暖化をとめるために、CO₂排出量の削減が必要だと思います。

再生可能なエネルギーの導入促進と省エネルギー対策によって、低炭素、循環型社会へのかぎを握っているのが、代替え燃料として注目されているバイオ燃料です。植物由来であるため、バイオ燃料から排出されるCO₂は、CO₂吸収と相殺されることになり、こうした燃料の生産、消費を合わせてCO₂を増加させない。また、大気汚染の原因となる硫酸化物がほとんどなく、黒煙も軽油の3分の1以下であるなど、クリーンエネルギーとして注目されています。しかし、反面には、原材料となる穀物の高騰を招いている事実もあります。

今回の改正法には、自然エネルギーの導入や企業、住民による省エネを初めとした排出抑制策の強化、公共交通機関の整備、改善といった地域の実情に応じたきめ細かい内容となっております。

勝浦市では、年間に発生する廃食用油において、事業所分はリサイクルとして関連の会社が引き取っていますが、一般家庭からの排出分はほとんど捨てられているのが現状です。その有効利用のため各地で取り組みが進んでいます。

先日、大多喜町のバイオディーゼル燃料製造施設を見学してまいりました。担当者の話の中で、町内の一般家庭及び公共施設で発生している廃食用油を回収し、バイオ燃料を製造し、いすみ鉄道、公用車の燃料として地域内で活用すると言っていました。また、いすみ市の漁業関係者が視察に訪れ、漁船に回してもらえないかと聞いてきたそうです。勝浦も同様であります。漁業関係者は、今の原油高騰は死活問題であります。

本市の環境政策を考える上で感じておりますことは、一般国民の関心の深さに比べて、行政の取り組みにおいてその積極性が感じられないということでもあります。確かにプラスチックの分別収集も始まったばかりであります。テレビやその他マスコミによって世界の先進的な国を見聞きするたびに、国民の環境問題の関心は高まるばかりであります。勝浦市においても、市を巻き込んで、まちぐるみでCO₂削減のために何かしているのかと問われれば、どう答えるでしょうか。

大多喜町のように、排出抑制の推進として家庭からの廃食用油を回収し、バイオディーゼル事業を積極的に検討してみてもはどうでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

次に、まちづくり寄附条例の提案についてであります。厳しい財政難に苦しむ全国の地方自治体。近年、そうした中小の自治体で全国から寄附を募り、それを財源として施策を実現するという寄附条例を導入する動きが拡大しています。自治体にとっての自主財源を確保すると同時に、住民参加型の施策推進を促す効果もあります。

寄附条例とは、自治体があらかじめ自然保護や福祉充実などの複数の政策メニューを示し、全国の個人や団体に政策を選んでもらい、それを基金として積み立てて、目標額に達したら事業化して、政策を実行するという取り組みであります。

長野県泰阜村は、積極的な在宅福祉の取り組みで全国に知られている人口約2,000人の山村であります。同村が制定した「故郷思いやり基金条例」は、老朽化した学校美術館の修復、在宅福祉のサービスの維持・向上、太陽光発電などの自然エネルギーの活用・普及の3事業を提示し、1口5,000円で寄附を募集したもので、去年10月末までに計1,912万円集まりました。約4分の3までが村外からの寄附だったと伺っております。寄附者からは、老いても楽しく暮らせる村づくりに期待する。小さな村がいつまでも残るように頑張るなどとのコメントも一緒に寄せられていると聞いております。さらに在宅福祉での目標を達成したことから、同村では障害者のための旅行事業を2年連続で実現し、一生旅行は無理とあきらめていた車いすの障害者の人たちの心のケアを促すため、去年はグアム島、今年は国内温泉旅行へと送り出したのです。松島村長は、文化や環境に寄附が集まると思ったら、福祉に最も集まってくる。多くの人は行政に福祉の充実を望んでいるあかしだと思っていると語っています。

寄附条例の制定を提唱している寄附市場協会によると、去年10月までに北は羅臼町から南は鹿児島県与論町まで全国27市町村が寄附条例を導入し、寄附総額は1億9,500万円を超えています。

羅臼町では、2005年6月に知床・羅臼町づくり寄附条例を施行、知床の自然保護保全、病院改修、北方領土返還の3事業を提示。去年10月までに計4,400万円を集めました。

一方、与論町では、去年6月20日に与論島サンゴ礁条例を施行し、サンゴ礁と共生する環境保全、与論マラソン大会の運営、与論十五夜盆踊りの保存、離島振興の4事業で、去年10月までの4カ月間で既に135万円を集めております。

最近も去年9月21日に益子焼で有名な栃木県益子町が故郷基金条例を制定し、環境保全と景観の維持・再生、子供たちの健全育成と健康増進、陶芸のまちにふさわしい文化振興の3政策を提示。10月1日は岩手県田野畑村が田野畑村づくり基金条例を施行、自然環境保全、農山漁村の歴史文化保存、自然エネルギーの整備、福祉・健康の推進、子供の教育、少子化対策の5つの政策を掲げて寄附を募っています。

全国的に見ると、寄附条例を導入した自治体は、財政が厳しい小規模の町村で名の知られた観光資源を持つ自治体が目立ちます。しかし、現在、導入を計画中の自治体の中には、埼玉県鶴ヶ島市の名も上がっているとおり、同市は都心のベッドタウンでもあることから、今後、大いに注目をされています。

先ほども述べたとおり、寄附条例は地方税と違った形で自主財源を確保できる意義は大きいと思います。財政破綻をした北海道夕張市や逼迫状態にある市町村では、それだけ導入の価値があると思われれます。市長のお考えをお聞かせください。

次に、学校のアレルギー疾患に対するガイドラインに基づく施策の推進についてであります。文部科学省が監修し、学校保健会が作成した学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが今年4月以降、全国の教育委員会、学校に配布され、アレルギー疾患のある子供たちを学校や園でどう支えるかという視点での取り組みを現場に促しています。

同ガイドラインは、文部科学省のアレルギー疾患に関する調査検討委員会が平成19年4月、全国の公立小中高校を対象として行った調査をもとに、学校におけるアレルギー疾患への取り組みの推進に向けた方策を提言したことを受け、同報告書に盛り込まれた共通理解に基づく取り組みを具体的に示したものと位置づけられています。

アレルギー医療の現状を患者の視点から見ると、医療機関を選択する情報もなく、たまたま受診した医師の資質によって治療やその後の生活が大きく左右され、学校生活などで著しい生活の質の格差が生じます。また、医療の混乱につけ込んだ不適切な民間療法や、いわゆるアトピービジネスに取り込まれる人が後を絶たないことから、学校、地域などで適切な治療につなげる連携体制の構築が急がれます。

具体的には、学校、幼稚園、保育園での健康診断や学校を中心に疾患を理解し、自己管理を可能にする健康教育の実施、さらに、医療機関で喘息の治療を受けているにもかかわらず、たびたび呼吸困難を起こす、いつまでも体育の授業に参加できない、学校行事に参加できない、また、医療機関を受診しているにもかかわらず、アトピー性皮膚炎が好転しない、増悪・軽快を繰り返す、食物アレルギーで食べられるものがほとんどない、食物アレルギーで重い症状、アナフィラキシーを繰り返すなど、適切とは言えない医療を受けている子供たちを専門医療機関につなげるシステムを構築する必要があります。

また、こうしたことを可能にする体制づくりにしても、平成17年に厚生労働省の厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ・アレルギー対策委員会が国と地方公共団体との役割分担と連携で進めるべき施策をまとめ、同報告書に基づき、地方で取り組むべき施策に関する通知、アレルギー疾患対策の方向性等を発出しています。

さきの文部科学省のアレルギー疾患に関する調査検討委員会の報告によると、学校が各種の取り組みを行っていると感じた割合はかなり高いものの、実際にアレルギー疾患で悩んでいるお子さんをお持ちのお母さんたちに聞くと、実際とは違う、こんなに対応はしてくれないという声が多いのが現状です。いかに立派なガイドラインができて、実際にそれが学校現場で実行しなければ意味がありません。

そこで、具体的にお尋ねいたします。勝浦市における、次に掲げるアレルギー疾患の有病率の実態はどうか。中でも、最も重い症状であるアナフィラキシーを起こす子供たちはどれくらいいるのか、学校などではどう必要な対応を行っているのか、基本的な方針をお聞きします。気管支喘息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーとそれぞれ把握している実態をお聞かせください。

次に、健康教育についてお聞きします。アレルギー疾患では、喘息の児童が清掃を免除される、アトピー性皮膚炎の児童の皮膚症状を汚いと言われ、食物アレルギーの子供が時にはお弁当を持参しなければならないなど、みんなと違うことがいじめにつながったりします。

ある中高一貫の私立高の取り組みを紹介いたします。保健体育の授業で、クラスの生徒全員に喘息や病態や治療の話をした。その上で聞いてみると、自分の生活を見直す、体力、ストレス、食事のことに気をつけようと思うようになったという子供や、喘息の友達への支援、共感の気持ちを持つようになった。また、喫煙に対する批判の気持ち、自己管理の大切さ、そうしたことを含めた気づきがあったと報告されています。

また、喘息で困っている人に対して何ができるかと聞いてみると、友達が喘息で困っていることを知ったら支えてあげたいと共感の気持ちを持てる、とてもよい効果があったと聞いています。

こうした健康教育を行い、病気を正しく理解することで、学校教育に欠けがちな共感する心を育てることにつながるのではないのでしょうか。どうか市長の答弁をお聞かせください。1回目の質問は以上であります。

○議長（水野正美君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの根本議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、地球温暖化対策推進法改正における市の取り組みについてであります。本市においては、平成15年3月に平成16年度から平成25年度までの10カ年計画であります勝浦地域環境総合計画を策定し、これには自然の生態系と人の視点、人の生活環境の視点、物質循環と地球環境保全の視点、3つの基本理念を設定し、人と生き物がバランスよく暮らせるまち、豊かな水ときれいな空気の美しいまち、資源を有効に活用し地球環境保全の行動をとるまち、一人一人が環境への意識を高め行動するまち、4点を勝浦の望ましい環境像として設定し、その施策展開をするための基本方針として、市民、事業者の行動指針を定めております。

したがいまして、今後も引き続き地球環境の保全に努めてまいるとともに、市民への温暖化問題に対する意識の高揚を図る上からも、エコ事業、バイオマスの利活用等に対する施策の検討も必要と考えております。つきましては、対象とするバイオマスも多いことから、議員ご指摘のバイオディーゼル事業についても、今後、検討してまいりたいと考えます。

次に、まちづくり寄附条例の提案についてお答えいたします。議員ご承知のとおり、ふるさと納税を含んだ地方税法の改正法案が4月30日に可決、成立いたしました。このふるさと納税制度とは、ふるさとを応援したいという思いを持つ人が、ふるさとと思われる自治体へ寄附された場合に、個

人住民税から寄付金分を控除する制度であります。今回の改正で、寄附金税制が拡充されたことから、ふるさとに対する寄附が促進され、全国で条例制定の動きが拡大しております。

本市としても、新たな資金の調達方法として、勝浦市を応援してくださる方々や団体から資金を募り、これを財源に施策を実現する寄附条例については、現在、条例制定に向け、準備を進めているところであります。

以上で根本議員の一般質問に対する答弁を終わります。なお、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインに基づく施策の推進につきましては、教育長より答弁いたさせます。

○議長（水野正美君） 次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの根本議員の一般質問に対しお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、文部科学省が監修し、財団法人日本学校保健会が発行した学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインを年度当初に小中学校へ配布いたしました。本ガイドラインの内容につきましても、議員ご指摘のとおり、文部科学省が発表したアレルギー疾患に関する調査研究報告書に盛られた共通理解に基づく取り組みが具体的に示されています。まさに、アレルギー疾患の子供に対する学校、保護者、医師会及び関係機関等が連携する体制づくりが急務になってきております。

そこで、第1点目の勝浦市におけるアレルギー疾患の有病率の実態についてのご質問にお答えいたします。まず、平成19年度における気管支喘息の有病率は、小学校で8.6%、中学校で10.2%であります。アトピー性皮膚炎につきましては、小学校が6.5%、中学校が11.3%であります。食物アレルギーについては、小学校が1.6%、中学校が0.7%であります。アナフィラキシー疾患については、6月5日現在で、小学校が0.2%、中学校が0%であります。幼稚園につきましては、6月5日現在で、気管支喘息は10.9%、アトピー性皮膚炎も10.9%、食物アレルギーが5.5%、アナフィラキシー疾患については0%でございます。

また、学校での対応でございますが、アレルギー疾患の子供については、入学、入園時に保護者に申し出るように依頼いたします。その後、定期健康診断等により把握いたします。さらに、全教職員に配慮・管理の仕方について共通理解を図るなど、適切な対応ができるよう努力しております。

次に、健康教育等についてのご質問にお答えいたします。学校では、アレルギー疾患の子供を含め、一人一人の子供の実態に即した指導を行っております。例えば、アトピー性皮膚炎の子供には、皮膚の清潔と保湿等についての指導を行ったり、室内の清掃及び換気に配慮したりしております。気管支喘息の子供については、アレルゲンの除去に努めるとともに、必要な情報については家庭に提供するよう依頼しております。なお、軽症な場合は、できるだけ学校生活上の制限を設けることなく、他の子供と同じように学校生活を送れるよう配慮しております。

また、中学校の保健体育の授業においては、心身の機能の発達と心の健康について理解する内容を取り扱い、発育、発達の時期やその程度には個人差があることなどを学習しております。さらに、健康と環境について理解する学習もあります。これらの学習から、友達の気持ちに共感する心もはぐくまれてきます。

また小学校でも道徳の授業を初め、教育活動全体を通して、相手のことを思いやり、相手の立場に立って親切にする気持ちを育成するよう、指導の徹底を図っております。

次に、今後の本市における取り組みについて申し上げます。現在、市教育委員会といたしまして

は、このガイドラインの内容の周知を図っている段階でございます。その後、活用の仕方等については、文部科学省から県教育委員会を通して、市教育委員会に通知がある予定でございます。その際は、各関係機関と連携する体制を整えながら、市内の学校に活用の仕方等について指導していきたいと考えております。

アレルギー疾患の子供たちの症状及び保護者のニーズ等を的確に把握し、議員ご指摘の共感する心の育成にも配慮しながら、アレルギー疾患に対する取り組みを確実に推進していきたいと考えております。

以上で根本議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君） ほかに質問はありませんか。根本 議員。

○3番（根本 謙君） 答弁、ありがとうございました。2回目の質問をいたします。

先ほどお答えいただきました勝浦市環境白書というのが手元にあります。この中で環境衛生だとか、不法投棄だとか、そういうものはるる羅列してございますが、地球温暖化に対するものについては少ないんじゃないのかなど。この中でいうと、勝浦市環境保全の取り組み、グリーン購入、市職員のノーカーデー、節電の推進員の設置等々で、大体この3部門に分かれるんじゃないかなど。勝浦においても環境審議会というものがあまして、そちらのほうできっといろいろ討論されているんだろうと思うんですが、私としましては、どうせこの際であれば、地球温暖化対策室みたいなものを勝浦市で立ち上げるべきじゃなからうか。また、そういうものを立ち上げることによって、市民が啓発されて、この地球温暖化に対して、また考えが向上するんじゃないかと、そう思うわけでありますので、その点について、お答えください。

2点目の寄附条例でありますけども、寄附条例は準備を進めているということでもあります。内容としまして、先ほども私、話しましたけども、各自治体3つから5つの政策、施策を提示しております。勝浦市において、その内容はどのようなものを提示しているのか。もしできているのであれば、お聞かせください。

3点目の学校のアレルギーに関してでありますけども、調べていただいて、ありがとうございます。アトピー性皮膚炎についてお聞きしたいんですが、当然、アトピー性皮膚炎になる子というのはかゆみ等々があります。当然、これから夏休みに入ります。プールの授業等あります。プールの中に塩素を入れてやるわけでありますけども、一夏で何回ぐらい水を取りかえるのか。中には取りかえるのが面倒で塩素の量を多く入れるところもあると伺っております。一夏で水を何回ぐらい取りかえるのか、それをお聞きしたいなと思います。

それと、アナフィラキシーショックについてでありますけども、発作の30分以内に注射を打てばおさまるのでありますけども、30分を過ぎるとかなり危険な状態になるということをお伺いしております。学校でもし発生した場合、30分でその対応をするのには、その子供は自分で注射が打てる注射針を持っておりますが、症状が重いと、それすらなかなか打てない。となると、当然、学校の先生がかわりに打たなくちゃならない。それは当然、医療行為につながるわけでありますけども、今回、このガイドラインの中で、これは医療行為ではないということを確認して明記されておりますので、当然、その注射の方法、講習でありますけども、学校の先生方にこれから周知徹底していくという答弁でありますけども、再度、そういった点も周知していくのかどうか、その点を3点、お聞きいたします。以上であります。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） それでは、私のほうから地球温暖化の関係で、ただいまのご質問で地球温暖化対策室を設置したらいかがかというご質問でございますけれども、現在、ご案内のとおり、市のほうの組織といたしましては、環境防災課のほうで担当しております。結論といたしましては、当面は現在の組織の中で実施してまいりたいと考えております。

ただ、これが今後、大きな問題等々が出れば、対策室というのは別といたしましても、組織の見直しは必要であると考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） 寄附条例についてお答えいたします。事業の内容ということでありますが、現在、検討段階ではありますけれども、案といたしましては、6点の事業を考えております。1点が家庭・地域における子育て支援に関する事業、2点目が青少年の健全育成及び教育環境整備に関する事業、3点目が高齢者支援に関する事業、4点目が地域産業の振興及び特産品の育成に関する事業、5点目が自然環境並びに地域景観の保全及び活用に関する事業、6点目として、その他目的の達成のために市長が必要と認める事業ということを考えています。今後、これらに関係機関等々と協議し、決定していきたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） お答えします。1点目のアトピー性皮膚炎の子供たちについてのプール指導についてでございますが、基本的にはプールの水については1シーズンについて全部交換ということはしておりません。子供たちが入りまして、プールの水が減ってくる段階で、その都度、プールの水を増やしているという段階でございます。循環させながら、塩素の濃度につきましては、適切な塩素の濃度ということで管理しております。

なお、子供たちにつきましては、腰洗い槽に入るときとか、その辺については症状によりまして、よく体を洗うということで、腰洗い槽に入らないで、よく洗ってから入るとか、特に出た後につきましては、シャワーでよく拭くというようなこと等を配慮しております。

アナフィラキシーにつきましては、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ぜいぜい、呼吸器官などの呼吸器症状、そういうものが複数、同時かつ急激に出現した状態をアナフィラキシーということございまして、これはアナフィラキシーショックといって生命にかかわる重篤な状態になることもあるということ聞いております。その際には、エピネフリンの注射ということで、そういうものを打つという手段があるということ聞いておりますけれども、勝浦市についてはそういう子供たちはおりません。ただ、そういう指導につきましては、このガイドライン等に載っておりますので、今後、文部科学省、県、そして医師会等の協議の中で通知があった中で、こちらの医師会とも相談しながら、関係機関と相談しながら対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質問はありませんか。根本 議員。

○3番（根本 譲君） バイオ事業、地球温暖化対策事業でありますけれども、当然、対策室を設ければ、自然と人件費も嵩みますから、わかります。今の環境防災課のほうでやっていくという答弁ですが、環境防災の人たちが兼任をして、市民も巻き込んでの地球の温暖化防止対策の啓発というのは、私は絶対必要じゃないのかなと考えます。廃プラスチックの分別収集が4月から始まりましたけれども、予想外といいますか、市民の皆さんにかなり熱心に参加していただいております。そのときも市長を初め、副市長が市民の方に説明し、お願いした結果が、こうやってたくさんの廃プラ分別収集につ

ながっているんだろうなど、私はそう理解しています。でありますから、この地球温暖化に関しましても、どうか市長初め、皆さんがこの温暖化に対しては前向きといたしますか、やらなくちゃならないことでありますので、子々孫々、これを守らなくちゃいけないのが我々の使命でありますから、どうか前向きをお願いいたします。これは要望でありますので、答弁は結構であります。

寄附条例に関しましては、案ということで伺いましたけども、余り勝浦の特徴がないといたしますか、案ですから、これからぜひ勝浦の特徴のある施策案を練っていただきたいなと思います。

最後のアナフィラキシーについてでございますが、ここに独立行政法人国立病院機構相模原病院の今井医師の談話が載っております。ちょっと読んで、最後の質問にいたします。答弁は結構です。

「アナフィラキシーショックを起こした子供たちにかわって、教職員がエピペンを注射することについて、法的責任が問われないことが明確になりました。10年間は無理だろうと思っていたが、非常に画期的な内容が盛り込まれたと思います。ただし、学校の先生にとって、実際に子供の体に針を刺すことへの抵抗感や判断ミスへの恐怖感などがあるでしょう。このため、エピペンを打つタイミングを理解してもらうなど、食物アレルギーとアナキフィラキシーのことをまず知ってもらうための研修が最も大事になってきます。

各教育委員会がリードして、このガイドラインがぜひ実効性のあるものとして受けとめてほしいと思うものであります。」ということをつけ加えておきます。

このアナフィラキシーについてでありますけど、皆さん余りそのときの対応というか、そういう場面に出くわしたことがないんだろうなと思います。私は、以前は飲食関係の仕事をしていましたので、何度かそういう方とお会いすることがありました。甲殻類アレルギー、そばアレルギー、卵アレルギー、そういう子供たちがこれからだんだん増えてくるんだろうなど、そう思いますので、これから、このガイドラインをどうか十分周知徹底していただいて、勝浦でそういうことがないようをお願いして、私の3回目の質問とさせていただきます。答弁は結構であります。

○議長（水野正美君） これをもって一般質問を終結いたします。

休 会 の 件

○議長（水野正美君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

明6月12日は議事の都合により休会といたします。

散 会

○議長（水野正美君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

6月13日は午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後1時36分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問
1. 休会の件